

酒田市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくため地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する酒田市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、教育委員会から、書面により会議で協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求められたときは、速やかに会議を招集し、又は、会議を招集しない理由を明示して書面により回答しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、市のホームページに掲載して公表するものとする。

(会議の非公開)

第3条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を市のホームページに掲載して公表するものとする。

2 前項の規定は、会議の中途において、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

(議事録)

第4条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを市のホームページに掲載して公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りではない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

(2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名

(3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(事務局)

第5条 会議の事務を処理させるため、事務局を企画部企画調整課に置く。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年5月25日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第184号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日告示第119号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。